

悪質商法規制のための関係法の可決・成立に当たって（声明）

「事前拒否者への勧誘禁止制度」の導入に向けてさらに運動の継続を

高齢者などを狙った悪質な商法による被害を防ぐための「改正特定商取引法」ならびに「改正消費者契約法」が5月25日、参議院本会議において全会一致で可決・成立した。来年から施行される見込みである。

2014年度消費者庁の調査によれば、訪問販売等の苦情相談件数は9万2000件で、5年前の1.3倍になっている。内容は、いわゆる消費者の同意を得ることなく行われる新聞、工事・建築、ふとん類、宝石などの訪問販売、電話勧誘販売などをめぐるトラブルで、これまでの特定商取引法にも「拒否者に対する再勧誘禁止条項」があったが実効性に乏しく、とりわけ高齢者や軽度認知症患者などの被害が増加していた。

今回の改正では、①訪問販売や電話勧誘でその説明を行った業者などに科す罰金をこれまでの最大300万円から最大1億円に引き上げ ②業務停止命令を受けた業者の役員などが別の会社を立ち上げ、同じような事業を行うことを新たに禁止し、違反した場合は懲役や罰金を科すなどを規定している。また、消費者契約法では、判断力が衰えた高齢者や認知症患者などに対し、必要以上に大量の商品を購入させた場合は契約を取り消すことができることとした。その意味では一歩前進とはいえるものの、こうした「不招請勧誘販売」を規正するための決め手ともいえるべき「事前拒否者への勧誘禁止制度」の導入が入れられなかったために、極めて実効性に乏しい法律になったことも事実である。関係業界の激しい抵抗に、政府・与党が妥協した結果であることは想像に難くない。

こうした商行為は、その多くが個人の家という、いわば「密室」の中で行われること。とりわけ気力・判断力の弱まった高齢者や軽度の認知症患者などの場合は、電話でも面談でも相手に粘られると簡単に断れないケースが少なくないこと、などが被害を拡大しているのである。

日本退職者連合は、「不招請勧誘の規制強化」を運動方針に掲げ、政策・制度要求に盛り込み、地方自治体要請を行うなど、全国消団連や日弁連と力を合わせ、今国会での法改正に向けて幅広い取り組みを行ってきた。これを機に、さらに実効性ある法律にするために、「事前拒否者への勧誘禁止制度」の導入に向けて、粘り強く運動を展開していく。

2016年5月26日

日本退職者連合